

令和5年度 第1回包括ケア推進会議 会議録

1 日 時 令和5年8月29日(火)午後7時から8時30分まで

2 会 場 三条市役所第二庁舎 3階 301会議室

3 出席状況

(1) 出席委員

馬場委員、岡部委員、横山委員、南雲委員、佐藤 拓委員、
阿部 勝良委員、小出委員、阿部 育子委員、小熊委員、鍋嶋委員、
佐藤 敏行委員、田代委員

(2) 欠席委員

足立委員、村山委員、羽田野委員

(3) オブザーバー

三条地域振興局健康福祉環境部地域保健課 酒井課長代理

(4) 地域包括支援センター

高井センター長、佐藤センター長、西丸センター長、小柳センター長、
佐藤管理者

(5) セカンドライフ応援ステーション

石黒コーディネーター

(6) 市関係部局

福祉課 木戸課長補佐

健康づくり課 梨本課長補佐

(7) 事務局

地域包括ケア総合推進センター 鈴木コーディネーター、角田コーディネーター、
渡邊主査、田口主任、草野主任、栗林主任、
大倉一般任用主事

高齢介護課 佐藤課長、榎本係長、田辺係長、力石係長、
竹田係長、鬼木主任、長谷川主事

4 議題

(1) 会長及び副会長の互選について

馬場委員を会長、鍋嶋委員を副会長に選出

(2) 令和5年度三条市包括ケア推進会議各部会検討事項報告

資料1に基づき説明

(3) 第8期介護保険事業計画の取組の評価及び第9期計画における施策の方向性について

ア 地域共生社会実現のための地域包括ケアシステム推進体制の強化

資料2に基づき説明

(質疑)

阿部 勝良委員： 各圏域の包括支援センターと障がい者の相談支援事業所が連携したことで、これまで見えて来なかったケースが掘り出されてきた。ケース対応は、地域包括支援センターと共に行っているが、障がい者側の事業所のマンパワー不足を課題と感じており、今後、障がい分野の方々と連携して解決していかねばならないと思っている。

いわゆる8050問題では、子ども側に課題があることが非常に多い。50歳くらいになると障がいがあることを受け入れてもらえず、家族の支援が進まないことによって、高齢者の支援が滞ることが多い。また、精神、発達、知的のいずれの障がいかはつきりせず、家族を医療につなげたいが、支援を受ける根拠がないために支援が進まないこともあるため、地域包括支援センターと共に今後、対応を検討していきたい。

鍋嶋委員： まるサポネットの取組の中で、各圏域でキントーンを用いて、タイムリーにケースを把握し、関係者で課題等の情報共有する仕組みについては、恐らく県内でも他に例の無い大変良い取組だと思っている。特に、弁護士が各圏域に紐づけられていることで、法的な視点はもちろん、福祉専門職以外の視点でケースを見ていただけるのは、非常に良い。しかし、先ほど阿部委員が言われたマンパワー不足については、ある特定の分野において否めない部分もある。そこで、支援者に対する支援の体制を整えていただきたい。それが今後、取組が進

められていくであろう重層的支援体制の整備だと思っている。最前線で動いている支援者を伴走、バックアップできる体制の整備が求められており、次期計画にぜひ盛り込んでいただきたい。

佐藤 拓 委員： 処遇困難者への対応等で、ケアマネジャーが支援する際に、家族の人格的な問題で話がうまく進まない、ケアマネジャーも精神的に落ち込んだり、強く出ることができなくなることもある。8050 問題や母一人子一人などの支援困難者が、ここ 4 年程で圧倒的に増加しているように感じている。引き続き、これらの問題に対応するため、支援者に対する支援を強化していただきたい。

馬 場 会 長： 支援者の支援については、ケースバイケースであるとは思いますが、具体的に誰がどのような形で支援を受けることができると良いというものはあるか。

佐藤 拓 委員： ケアマネジャーが話をしても協力いただけない場合、地域包括支援センターが対応し、それでも対応が難しかった場合は、市が話をする。それでも難しければ、弁護士に来てもらい、家族に直接話をしてもらうこともあった。対象者の家族にとって、誰が琴線に触れるかは分からないが、いつもと違う人、特に役職のある方などが自宅に来て話をすると、家族にも少し変化が見られることもある。

事 務 局： 本人の命と生活を守るために、どのような手段が必要か考えた際に、様々な人が介入する個別の伴走支援の体制も必要と思われる。誰かが万能な答えを持っているわけではないため、個人に判断を任せるのではなく、市の管理職若しくは、中間となる専門職を交えて、どのように支援すべきかを考える場がある良いと考えている。具体的な仕組の検討までには至っていないが、ケアマネジャーや地域包括支援センターだけで考えてもらうのではなく、様々な立場からそれぞれのケースについて一緒に考えてもらうなど、共に関わっていく仕組みづくりができるといいと思っている。

イ 安定した介護保険サービスの充実

資料3に基づき説明

(質疑)

横山委員： 災害及び感染症に対する備えの検討とあり、三条市国民保護計画の第8章、災害時要援護者の支援体制の充実の部分に関連していると思うが、何を基にしているものなのか説明いただきたい。

事務局： 市の防災計画に基づき要援護者に対する支援を行っているため、基本的には防災計画が基になっている。

佐藤敏行委員： 介護保険施設整備の意向調査において、31施設が意向無しとのことだが、施設が充分整っているため、意向が無いということなのか、それとも費用面などの理由で、できないということなのか。

事務局： それぞれの法人の事情もあると思うが、市内にニーズが無いと捉えているところや、施設整備拡大までの予算が確保できないなどの事情があると思われる。

佐藤敏行委員： 施設整備の拡充について、今後は費用面も含めての検討となるのか。それとも、各施設にお任せする形になるのか。

事務局： 今後、市で施設のニーズなどを把握した上で、必要な施設の計画を進めていき、その中で各法人へ補助事業などを紹介しながら、参入いただけるよう応募を掛けていきたいと考えている。

小出委員： 介護認定審査会によって認定が行われるが、認知症の方については、認定調査のときに知らない人が来ることで、いつもと違う様子が見られたり、いつもできないことができてしまったりして、軽い判定になることが多々ある。そのような状態であることを認識いただき、判定いただくと有難い。

横山委員： 認知症高齢者の服薬を支援するロボットへの一部補助について、第9期計画に向けて検討いただくと有難い。薬剤師が在宅の訪問で最も苦勞しているのが認知症の方の服薬管理である。ヘルパーも苦勞しており、私自身も現場で苦勞した経験がある。服薬支援ロボットを使えば100パーセント解消されるか

と言えそうではないが、高額なために、個人での導入に踏み切れないケースも多いことから、ぜひ検討いただきたい。

佐藤 拓 委員： 介護保険の理念の促進について、ケアマネジャーのアンケート調査結果に、利用者の理解力不足、家族の理解力不足とある。介護保険の理念について説明しているものの、なかなか理解されないことは、我々ケアマネジャーの課題と感じている。家族の立場としては、自立支援のためではなく、自分たちが介護を休むために、サービスを利用することが続いている。そのような側面も当然あるが、やはり本人が元気になり、要介護度を徐々に下げて寝たきりにならないようにするためのサービスということをケアマネジャーも説明しているものの、なかなか理解が得られていない状況にある。

馬場 会長： サービスを誰に何のために行うのかだと思うが、家族や本人が自立を特に希望していないため、それを押し付けるのもいかがかと思う。

南雲 委員： リハビリを行い、自立でも良いと思っていた利用者から介護認定の更新が近くになったときに、「どうやったら介護度がつくと思う？」と聞かれたことがあった。根底に帰ったときに、介護保険の対象の支援はあったかもしれないが、お世話型のサービスで入ってしまったがために、そこから脱却できないことが非常に大きい。家族もサービスは受けて当たり前とのスタンスがあり、介護保険の理念の促進は難しい状況にある。事前の支援方法のようなものは、色々あると良いと思うが、すでに介護保険を利用している人については、行く末が見えないことが多いと思う。

鍋嶋 委員： 市の取組で、利用者の介護度が低くなり、改善につながった事業所への表彰があるが、被保険者自身の表彰があっても良いと思う。介護度が2段階アップしたら10万円あげますと言え、被保険者自身や家族も頑張るのではないかな。

阿部 育子委員： 看護人材確保のための市の給付制度は、非常に有難い。また、三条に専門学校や大学ができ、市外や県外の若い人も三条に来るようになったことから、何かに活かさないかと思ってい

る。学生の活用について、ボランティアだけでなく、職員や介護士の人材育成を兼ねてマンパワー不足の改善に活かしてはどうか。認知症の人は、若い人が相手だと元気になることも多い。また、特に決まった職種ではなく、話し相手や買い物サービスなどにも関わってもらえると良いと思う。

横山委員： 看護人材確保のための市の給付制度については、ホームページで周知しているだけなのか。私自身は、資料を見て初めて知ったのだが、もう少しPRしても良いのではないか。

事務局： 給付制度については、ホームページ及び市のSNSを活用して周知しているが、御指摘のように、周知が足りない部分もあるため、今後改めて力を入れて周知したいと考えている。

酒井オブザーバー： 前任地の魚沼管内で人材不足が深刻であった。短期間で法人移動を繰り返す看護職もいる。新卒者は長期に就労することが多い。人材確保事業については、就業後の職場環境改善も必要と感じている。

佐藤敏行委員： 要援護者名簿について、市から定期的に更新依頼があるが、要援護者の中には自分で運転している人もいる。災害時に援護が必要な人は、自治会や地域からも上がると思うが、要援護者については、どのようなレベルの人が認定されているのかが、あまり周知されていないため、地域からは対象者が上がることが少ない。防災訓練のときにも伝えたが、例えば五十嵐川の堤防が決壊したときに、自治会や民生委員、消防団のそれぞれがどこまで行動すべきなのか、援護することによって被害者になってしまうこともあるため、そうした線引きを市できちんとやっていただきたい。防災訓練において、それぞれの役割の線引きについてお聞きした際は、市からは個人にお任せしますと言われたが、要支援者の援護は、行政と地域が協力して行うことであるため、行政である程度の線引きをしていただきたい。個人の判断に任せるのではなく、積極的にそれぞれが協力できるような体制を組んでいただきたいため、他の部署を含めた中でぜひ検討いただきたい。

田代委員： 民生委員は、地域によって防災対応が大きく異なるため、

一律に災害時の対応を決めることは難しい。また、山間地と平地とでは避難の方法も異なると思う。行政と区長が相談をして、要支援者リストに基づいて支援を行うなど、話し合いがなされている地域もあるが、行政と連携して動くことは非常に難しいと感じている。民生委員は、あくまでもつなぎ役として、市民に対して災害時の避難方法などの情報提供を行っている。

横山委員： 多分野の一体的な地域づくりについて、全市的な地域づくりに波及させていくとあるが、企業に対する補助金や助成金などの取組を検討してはいかがか。

高齢者虐待や困難事例については、地域包括支援センターへの支援に必要な取組を検討するとあるが、地域包括支援センターの中に、支援が必要な方に対する相談先が明確になるように別の担当部署を設けてほしい。

また、三条市や市内の社会福祉協議会又はライオンズクラブなどから基金を募り、NPO法人を作って、そこから後見人を出すことにより、身元保証をするといった仕組みづくりはできないか。

佐藤 敏行委員： 自治会へ法務局から、令和6年4月からの相続登記の申請義務化についての周知依頼があった。空き家になったり、一人で暮らしの方が亡くなったりしたときに、土地や家をどうするのかという問題もあるため、まるサポネットの弁護士の方々などからも周知をお願いしたい。

田代委員： 生活支援サービスについて、民生委員として最も課題に感じているのは移動支援である。移動支援について、現状での具体案があればお聞きしたい。

事務局： 移動支援については、非常に大きな課題だと思う一方、高齢者の割合が3割、4割と上がる中で、単純にチケットの配布や費用の補助というのは、財政的にも負担が大きいと思っている。現在、検討しているのは、例えば使われていない時間帯の車などの今ある地域資源に、ICTなどを活用して、高齢者の移動支援として活用できないか検討している。また、サービスDなどの制度もあるため、全体を俯瞰して、どのような支援が適

正かを第9期の期間の中で組み立てていきたいと考えている。

(4) その他

次回の開催等について、事務局から説明

(午後8時30分閉会)